### 昭和戦前期における沖縄の部落会に関する研究

#### 宮城能彦

#### 要 約

本小論は、昭和戦前期、特にいわゆる「戦時期」における部落会の具体的な事例を主に『第2回全国優良部落会、町内会、部落会長、町内会長表彰事績概要』に見ようとするものである。その結果、それぞれの部落会の活動は決して画一的ではなく、その地理的・歴史的諸条件を生かしつつ創意工夫を行っていることが判明した。また、その活動内容・方法に共同体の本質を探る可能性があることを指摘した。今後ますます議論が高まるであろう「町村合併」等、これからの地域社会を展望していくためにもこの時期の「部落会」を考察することは意義のあることだと思われる。

キーワード:部落会、町内会、名護町

#### はじめに

沖縄の地域自治会に関する研究、特に「戦時期」 の部落会・町内会に関する具体的な内容を検討す るような研究は決して多いとはいえない。

それは、関係資料が戦災によって失われたために、極端に少ないということにも起因しているであろうが、一方では戦前の部落会・町内会に対する画一的なイメージにも原因があるのではないだろうか。特に昭和戦前期における部落会・町内会は戦争体制強化のための末端機構として全国的に統一され画一化された組織という面が強調され、総論的あるいは断片的な言及はみられるものの具体的な機能面あるいは組織としての研究は極端に少ないように思われる。

昭和17年12月10日に、内務省の外郭団体である自治振興中央会は「第2回全国優良部落会、町内会、部落会長、町内会長表彰」を実施し、昭和19年12月に『第2回全国優良部落会、町内会、部落会長、町内会長表彰事績概要』として発行している。そこでは、沖縄県から部落会1箇所、町内会1箇所、部落会長1人、町内会長1人が表彰されている。本稿は、これら表彰された中から名護町大兼久の部落会と同じく名護町の城部落会(表彰されたのは部落会長)、そして同じく名護町の喜瀬部落会を取り上げ若干の資料とともに検討しようとするものである。"

#### 1. 地方自治制度の変遷

明治21年4月17日法律第1号によって公布された「市町村制」は、市制7章133条、村政8章139条からなっていた。それによって現在の市町村の基になる区域が設定された訳だが、同時に現在の字・部落・町にあたる「区」の設置を可能にする制度であった。

行政ノ便利ノ為メニ画シタル区ト一市町村内 二於テ独立ノ法人タル権利ヲ有スル各区部トノ 区別アルハ固ヨリ言ヲ俟タス。本制ハ一市町村 ノ統一ヲ尚フモノニシテ、一市町村内二独立スル小組織ヲ存続シ、又ハ造成スルコトヲ欲スルニアラス。然レトモ、強テ此原則ヲ断行セントスルトキハ、一地方ニ於テ正当享有スル利益ヲ 傷害スルノ恐レアリ。故二概シテ此旨趣二依テ論ス可カラサルモノアリ。<sup>②</sup>

龜卦川浩(『地方制度小史』1962年、71 - 72 頁)では、「市町村制」この部分について次のように説明している。

市内の一区で特別に財産を所有し、若しくは 営造物を設け、その区限り特にその費用を負担 するときは、府県参事会はその市会の意見を聞 き、条例を発行し、財産および営造物に関する 事務のため区会を設けることができる。

町村内の区または町村内の一部若しくは合併 町村(市制町村制施行後の)で別にその区域を 存して一区をなすものが特別に財産を所有し、 若しくは営造物を設け、その一区限り特にその 費用を負担するときは、郡参事会はその町村会 の意見を聞き、条例を発行し、財産および営造 物に関する事務のため、区会または区総会を設 けることができる。

上記の事務は、市町村の行政に関する規則により、市参事会または町村長がこれを管理しなければならぬ。但し出納および会計の事務は区別することを要する。<sup>©</sup>

区の設置は基本的には財産を所有する区に限ったものであったが、実際には全国の殆んどの市町村がそれを設置している。それについて鳥越\*\*は「しかし何よりも、単に行政の単位だけでなく、生活の地域単位ともなっていた村や町組などを解消することは、地域における生活組織崩壊を導き出す危険性があったのである。」と説明している。このような視点は現在における地域自治会を考える際にも極めて重要なことだと思われる。特に、本稿においてはその「生活の地域単位」という点に注目しておきたい。

昭和に入ると、承知の通り経済面・生活面への 国家の統制が強まり、部落会や町内会を行政の補 助機関あるいは末端組織として取り組もうとする 動きが活発になった。そして昭和15年9月11日 内務省訓令第17号「部落会町内会整備要領」に より部落会・町内会は全国的に整備され、国民を 統制し動員する機関として位置付けられた。

そこでは町内会の目的として4項目をあげている。

- 1. 隣保団結ノ精神二基キ市町村内住民ヲ組織結合 シ万民翼賛ノ本旨ニ則リ地方共同ノ任務ヲ遂行 セシムルコト。
- 2. 国民ノ道徳的練成ト精神的団結ヲ図ルノ基礎組織タラシムルコト。
- 3. 国策ヲ汎ク国民ニ透徹セシメ国政万般ノ円滑ナル運用ニ資セルムコト。

4. 国民経済生活ノ地域的統制単位トシテ統制経済 ノ運用ト国民生活ノ安定上必要ナル機能ヲハッ キセシメルコト

地方制度としては、昭和18年の東条内閣によって改正が行われ、法第79号府県制中改正、同第80号市制中改正、同81号町村制中改正、同82号北海道会法中改正、同法89号東京都制、によって、部落会・町内会をはじめて法認することになる。その内容は以下の通りである。5

- (1) 市町村長は町内会、部落会およびその連合会の財産および経費の管理ならびに区域の変更に関し必要な措置を講じうるものとした。
- (2) 市町村長の許可を得た場合には、町内会、 部落会およびその連合会が自己の名をもっ て必要な財産を所有しうるものとした。
- (3) 市町村長は町内会、部落会およびその連合 会の長にその事務の一部を援助させうるも のとした。

そのように戦時下の部落会・町内会が整備されるのであるが、その特徴をここで整理しておこう。まず第一に、経済生活を統制する組織であったことである。部落会においては食料その他生産(増産)に関すること、町内会においては消費事務組織の末端として機能した。そして、常会を通して生活の引き締めと貯蓄の「強要」をする雰囲気を作り出す組織であった。それは次第に戦時行政末端機構としての側面が強くなっていくことになる。

#### 2. 沖縄県における地方制度の変遷

よく知られているように、沖縄の「区」や「字」 の基になるのが「村」とか「シマ」と呼ばれてい たものである。

1609年の薩摩侵入事件以前は「シマ」と呼ばれていたが、幕藩体制の基に組み込まれることにより「村」として再編された。村には「村屋」と呼ばれる村を管理する機構=屋敷が置かれ、統治上の基本単位として機能すると同時に、祭祀・労

働・生活の面での基本的な生活単位であり、村落 共同体としての性格をもっていた。村は「最小単 位の社会生活団体であって各村は内規を制定して 之を施行し村屋を役所として学事、財務、勧業、 山林等の事務を処理して行った。而して村統治の 機関は厳として村民を支配したが村民の団結もさ るもので文字通りの隣保共存、共同責任生活の電 古な団体であった」。<sup>©</sup>

「市町村制」が敷かれた明治 21 年 (1878 年) は琉球処分 (明治 22 年・1879 年) の前年に当たるため当然沖縄においては「町村制」は実施されておらず、ようやく、明治 30 年 (1897 年) の「沖縄県間切島規程」を経て、明治 40 年 (1907年) 公布の「沖縄県及島嶼町村制」によって間切と島が町村に、村が字とされ、翌年に施行された。そして昭和 15 年 (1940 年) 9月 30 日、沖縄県訓令「部落会町内会等整備要領」によって全国と同様に、部落会や町内会が整備されていった。同年 12 月 1 日大政翼賛会沖縄支部が発足している。

#### 3. 旧名護町における村・字の変遷

主に『名護六百年史』および『名護町町制十周 年記念誌』から年表風にまとめてみよう。

- ・明治41年(1908年)1月1日-名護間切の呼称を改め名護村に、従来の村を字に改めた。(当時、本論で採り上げる大兼久は名護村大字名護の一部であった)
- ・同年4月1日-沖縄県島嶼町村制が施行され、 「間切長」を「村長」に、「村頭」を「区長」 に改めた。
- ・同年7月1日-村会議員選挙が行われる。
- ·同年8月7日-第1回村会招集。
- ・明治42年(1909年)8月1日-名護村大字名 護を大兼久、東江、城の3行政区に復元し、各 区に区長を置いた。
- ・大正6年(1917年)4月-大兼久に製糖組合お こる。同12月大兼久共同製糖場操業開始。
- ・大正8年 (1919年) 8月-大兼久共同製糖場組 合、営業芳しくなく解散。
- ・大正13年(1924年)2月1日-町制が実施され、名護村を改め名護町となる。

- ・昭和8年(1933年)5月-字宇茂佐、字山入端 に部落単位の産業組合創立される。
- ・昭和9年(1934年)1月-字宮里に部落単位の 産業組合設立される。
- ・昭和13年(1938年)11月5日-消防組および防護団を改変して、名護町繁防団を組織する。
- ·昭和16年(1941年)1月-大政翼賛会国頭支部結成。
- ・同年10月1日-大政翼賛会名護支部組織される。
- ・同年12月16日-名護町翼賛会壮年団結成式開催。
- ・昭和17年(1942年)2月-森林組合設立、林 産物の生産販売を統制。
- ・昭和19年(1944年)2月-字大兼久を東、中、 西、南、北の5行政区(字)に分割する。

#### 4. 昭和戦前期における名護町の字別概況

『沖縄県統計書』による昭和初期における旧名護町の人口の変遷を表1に示した。

## 表 1 名護町および国頭郡の人口の推移 (昭和 1~15年)

単位:人

	/T:	<b>欠 ∌据Ⅲ</b> 字	F7 = 5 347	사무수⊞기⊟
	年	名護町	国頭郡_	沖縄県
1926	(昭和 1)	12,100	103,941	560,255
1927	(昭和 2)	12,280	101,297	560,699
1928	(昭和 3)	15,331	104,798	560,941
1929	(昭和 4)	15,789	106,050	558,438
1930	(昭和 5)	13,086	106,751	572,483
1931	(昭和 6)	12,737	107,161	576,503
1932	(昭和 7)	13,171	107,910	576,885
1933	(昭和 8)	13,547	108,832	583,156
1934	(昭和 9)	14,362	110,400	587,962
1935	(昭和10)	14,483	106,893	592,463
1936	(昭和11)	14,474	108,039	589,848
1937	(昭和12)	14,580	109,140	597,705
1938	(昭和13)	14,319	108,143	594,312
1939	(昭和14)	14,511	104,992	583,337
1940	(昭和15)	14,202	102,865	590,027

『沖縄県統計書』より

昭和戦前期における名護町も現在と同様沖縄本 島北部地区の経済・行政の中心地であり、昭和元 年において北部の人口の11.6%、昭和15年で13.8%を占めている。本稿で採り上げる字大兼久や城はさらに町の中心に位置しており、喜瀬は名護町の南端に位置する純農村である。

当時の字を単位とした統計資料は殆んどないが、『名護町町制十周年記念誌』に依って昭和7・8年頃の字大兼久および町内各字を概観しておこう。

名護町において最も大きな部落はここでとり上げる大兼久であり、屋部・安和と続く。城は中程度、喜瀬は最も小さい規模の部落の1つである。図2では、他の部落が兵役などで女性人口よりも男性の人口の方が少ないのに大して、大兼久のみは若干男性の方が多い。

表2 字別戸数および人口(昭和7年12月31日現在)

単位:戸、人

字	在籍	現在 戸数	在籍人口			現在人口		
f	戸数		男	女	計	男	女	計
喜 瀬	105	103	391	425	816	263	292	555
幸喜	104	73	292	283	575	201	208	409
許 田	135	109	457	416	873	373	373	746
数久田	168	126	545	521	1,066	346	463	809
世富慶	104	94	386	329	715	273	274	547
東江	275	282	787	806	1,593	586	713	1,299
大兼久	461	655	1,530	1,469	2,999	1,404	1,365	2,769
城	249	333	782	768	1,550	732	740	1,472
宮里	191	202	646	639	1,285	465	504	969
宇茂佐	150	124	504	532	1,036	397	429	826
屋部	375	338	1,413	1,343	2,756	1,016	1,163	2,179
山入端	223	145	660	657	1,317	478	533	1,011
安 和	350	265	1,234	1,269	2,503	785	979	1,764
計	2,890	2,849	9,627	9,457	19,084	7,319	8,036	15,355

『名護町町制十周年記念誌』より作成

図 1 字別男女別人口(昭和7年12月31日)

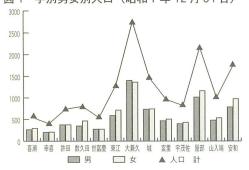


表3および図2・3・4は『名護町町制十周年記念誌』の「名護町勢要覧」2-3頁の「名護町土地反別調査各字別集計表」から作成したものである。(単位は歩=坪で計算)

表3 土地の種類別字別面積(昭和8年)

単位:歩

字	H	畑	宅地	山林	原野	その他
喜 瀬	58,719	91,823	128,233	30,303	479,013	1,704
幸喜	39,223	74,425	50,726	155,527	264,328	28
許 田	53,626	153,507	82,850	53,313	334,025	826
数久田	52,320	115,608	78,088	97,319	301,823	610
世富慶	39,216	79,414	84,950	144,823	214,903	1,619
東 江	48,811	138,122	121,107	207,125	138,407	1,610
大兼久	161,229	276,041	230,739	128,120	699,707	2,927
城	100,612	164,619	162,389	228,528	206,414	7,509
宮 里	144,703	159,825	124,772	323,904	70,922	3,527
宇茂佐	83,802	144,805	68,190	323,717	70,310	3,103
屋部	191,825	458,021	153,658	457,628	471,428	8,529
山入端	14,705	190,522	70,139	217,221	188,206	3,401
安 和	29,024	507,125	127,303	876,423	216,803	6,015
他所轄	89,605	174,019	73,297	258,412	312,218	804
町 有	6,736	173,306	61,214	7,540,700	86,613	120
台 計	1,114,156	2,901,182	1,617,655	11,043,063	4,055,120	42,332

『名護町町制十周年記念誌』より作成 (ただし町・部を歩に直した)

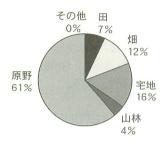
図2 土地の種類別面積の割合 大兼久



図3 土地の種類別面積の割合 城



図 4 土地の種類別面積の割合 喜瀬



面積規模はやはり安和、屋部、大兼久が大きいが、住宅地面積も同様に大兼久、屋部、安和が大きい。部落の全面積に占める住宅地の割合は、城、東江、喜瀬、大兼久、宮里の順に大きいが、いずれも20%未満であり。住宅の中心地は多少都市的景観をもっているが、やはり村落的部分が大きい。

表 4 字別農家戸数および一戸平均耕地面積 (昭和7年)

単位:戸、%、反

					-1-1-1	/ 、	701 /		
字		農家	農家の	一戸平均耕地面積(反)					
子		戸数	割 合(%)	Ш	畑	計	順位		
喜	瀬	94	91.3	1,827	3,111	5,008	8		
幸	喜	70	95.9	1,518	3,419	5,007	9		
許	H	97	89	1,702	5,014	6,716	3		
数久	Ш	109	86.5	1,502	3,411	4,913	10		
世富	慶	59	62.8	1,921	4,303	6,224	4		
東	江	125	44.3	1,209	3,624	4,903	11		
大兼	久	355	54.2	1,423	2,521	4,015	13		
城		170	51.1	1,915	3,102	5,018	7		
宮	里	167	82.7	2,810	3,028	5,909	5		
宇茂	佐	123	99.2	2,101	3,711	5,812	6		
屋	部	282	83.4	2,128	5,329	7,527	1		
山入	端	138	95.2	202	4,522	4,725	12		
安	和	254	95.8	302	6,529	6,901	2		
計		2,043	71.7	1,520	4,028	5,618			

『名護町町制十周年記念誌』より作成

表 5 字別製糖高および戸数 (昭和6・7年)

単位:丁、戸

	字		昭和6年期	昭和7年期	製糖戸数	昭和7年期 一戸当生産高
喜		瀬	276	311	55	5.65
幸		喜	95	118	31	3.8
許		H	197	204	38	5.36
数	久	田	0	0	0	0
世	富	慶	0	0	0	0
東		江	68	141	11	12.81
大	兼	久	944	1,001	69	14.5
	城		96	109	18	6.05
宮		里	347	491	54	9.09
宇	茂	佐	629	654	71	9.25
屋		部	2,664	2,878	163	17.28
Ш	入	端	688	742	80	9.15
安		和	1,069	1,244	112	11.09
	計		7,073	7,893	702	11.24359

『名護町町制十周年記念誌』より作成

#### 表 6 字別負債額(昭和8年6月現在)

単位:円

字	銀行関係	町内関係	町外関係	模合関係	合計
喜 瀬	300	19,752	8,730	416	29,198
幸喜		7,093	4,103	1,192	12,388
許 田	10,420	10,715	6,188	2,485	29,808
数久田	3,759	27,253	355		31,367
世富慶	4,750	22,070	700	208	27,728
東 江	3,900	14,245	7,920	3,680	29,745
大兼久	53,805	58,947	60,242	31,361	204,555
城	38,499	32,765	14,000	33,748	119,012
宮里	2,420	12,360	2,850	13,770	31,400
宇茂佐	2,970	16,878	2,150	15,750	37,748
屋部	67,116	63,207	62,962	74,787	268,072
山入端	350	23,272	5,753	13,286	42,661
安 和	6,160	66,399	34,675	32,442	139,676
計	194,449	374,956	210,628	223,125	1,003,158

『名護町町制十周年記念誌』より作成

昭和8年時点において、名護町の各部落も膨大な借金を抱えていていたことがわかる。しかし、その額は部落によってかなりの差があり、最も多い屋部で268,072円、最も少ないのは幸喜で12,388円である。ここでとりあげる大兼久は204,555円で2番目に多く、城は119,012で4番目に多い。

#### 5. 名護町大兼久部落会

『第2回全国優良部落会、町内会、部落会長、町内会長表彰事績概要』から、部落会の概要と表彰に至った活動内容について要約して示しておこっ。

#### [地域の概況]

戸数 875 戸、人口 4,110 人、生業:農業 400 人、 商業 300 人、官公署銀行会社学校等の職員 50 人、 旅館 4 軒、理髪店 8 件等。

#### [部落および部落会の沿革]

基は名護町名護部落であったが、後に3つに分割され、その一つが大兼久部落になった。部落会の全身に戸主会があった。

#### 「組織]

訓令上の原則に依り隣保班は95。

- イ、総務部(各部の統制、隣保常会の指揮、庶務、 会計、貯蓄の奨励、生活必需品の配給、納税)
- 口、文化部(学校教育、家庭教青、社会教育、時 局宜伝、保険衛生、軍事援護、農村娯楽)
- 八、産業部(増産計画、共同作業、生産技術、資 材配給、畜産、林産)
- 二、警防部(防空、防火、災害、救護)
- ホ、青年部 (部落民の自粛自戒、良風美俗の発揚、 弊風打破、郷土娯楽)
- へ、婦人部(生活改善、消費節約、廃品回収、育 児)
- ・農事実行組合、警防団、翼賛壮年団、青少年団、 在郷軍人班、婦人会等の幹部を部落の役員に当 てる。
- · 農事組合長=部落会長

#### [常会の運営状況]

- ・常会-毎月1回午後8時~10時(冬期7~9時)。臨時常会は年5回開く。
- ・出席者 隣保班班長、各種団体長とその幹部、 部落の役職員、町長、外部落出身の役場吏員。
- ・年2回は全戸集合の常会としている。(出席率は 95%)
- ・出席奨励方法=1ヵ年回出席者への感謝状の贈 早
- ・部落会申し合わせ実践事項=生活改善事項の徹 底実践、国債債権の消化に協力、 閣行為撲滅に 協力。

・婦人青少年等の特殊常会-各毎月1回。 [部落会活動状況]

- 1. 文書指導-雑誌『大政翼賛』毎月30部、『翼賛沖縄』毎月138部、『家の光』毎月10部、『常会』5部、『青年』30部、『週報』10部、『時局情報』5部、を購入、回覧。
- 2 家庭防空群の指導
- 3. 軍事援護-毎年2回慰問品慰問金を贈る。遺家 族への奉仕作業。毎月の大詔奉戴日には隣保班 に慰問文を書かせまとめて発送。
- 4. 保健衛生-毎朝ラジオ体操
- 5. 貯蓄活動 簡保 1 億円国民新加入、生産貯金、 債券の消化、持回り貯金等の他割当て貯金消化 6. 一戸一銭献金運動
- 7. 食糧増産-共同作業、公定賃金の厳守、奉仕作 業
- 8. 経済産業物資の配給
- 9. 生活合理化および戦時化

大兼久部落会の特質は、第一に部落(字)そのものの規模が非常に大きいことである。昭和7年時点において655戸2,769人であったものが、表彰時昭和17年には戸数875戸、人口4,110人にまで膨れ上がっている。しかも、商業300人、官公署銀行会社学校等の職員50人、旅館4軒、理髪店8軒等という内容は、部落会というよりはむしろ町内会と称した方が良いのかもしれない。実際、町役場や各種学校は、旧大字名護(大兼久、城、東)に集中している。

人口・戸数の多さ故に隣保班の数も95に達し、 そのため毎月定例の部落会常会に参加するのは隣 保班長や各種団体長・幹部・部落役職員のみであ る。それは同じ年に表彰された全国の部落会の中 でも珍しいケースだといえよう。ちなみに、全戸 が一堂に集まる常会は年2回のみである。

部落会の組織も大きなものとなり総務部をはじめ6部に分かれ、役場さながらの組織となっている。それらは他の小さな集落との比較でその特徴がより明らかになるであろう。例えば、福岡県八女郡横山村の小椎尾部落会は、36戸、199人の小さな部落であるが(大兼久の約24分の1)、隣保班を4組に分かているものの、大兼久のように

「部」制はとっておらず、6の係(庶務会計、耕地山林、貯蓄、消費節約、配給、農事進歩)を置くのみである。また、宮崎県宮崎郡瓜生野村大瀬町部落会は、戸数62戸、人口312人の中程度の部落であり5つの部(産業部、経済部、警防部、保健衛生部、社会教化部)からなるが、隣保班を設けておらず、常会も戸主全員参加のみならず家族の参加も奨励している。

ちなみに、大兼久部落会の規模の大きさは当時 の新聞でも紹介されているので、ここに示してお こう。<sup>(8)</sup>

#### 隣組や部落会常会の変わり種 (昭和18年2月24日大阪毎日新聞)

隣組、部落会を結ぶ常会の変わり種いろいろー国頭郡名護町大兼久部落会は隣保班の数が96、戸数889の大所帯。毎月開かれる部落常会には全戸集まることができないので隣保班長のみが出席、字民の実践事項を討議してゐたが、これでは部落民の総親和をハカルコトガ出来ないので連鎖常会を考案、毎月ちがった隣組2ヶ所が合同で常会を開催する。これが続いて1年の後には全部落民が知り合ひ隣組意識を昂揚、総親和の銃後活動を展開する。

大兼久が表彰されるに至った大きな理由は、貯蓄成績を約1年で飛躍的に伸ばしたことだと考えられる。昭和15年には沖縄県55カ町村の内名護町は下から3番目であったことから「その不面目回復のため部落民も大奮発をした」ということである。ちなみに、昭和16年12月末には、国債及債券消化-13,150円、国民貯蓄の割りあてが101,965円であるところを、141,903円(128%)にまで伸ばした。

さて、大兼久部落会が行った「貯蓄を伸ばす方法」に当時の部落会の特質を読み取ることができる。

「簡易保険一億国民新加入」を徹底させるために 部落会が行ったことは以下の通りである。まず、 各戸毎の分に応じた割り当てを定め、その申し込 み期限を決める。期限日には郵便局員に出張して きてもらい、部落の役員各種団体幹部総出で呼びかけ役場貯蓄係も動員する。未申込者がいる場合は、壮年団員が調査し青年幹部がそこに出かけていくので、当日のうちに9割を獲得できる。延期した者も後日加入させて最終的に10割の加入率に至る。

すなわち、「例外は許さない」といった雰囲気作りと実質的な強制が力ずくで行われていたわけである。そして、そのような方法が「名誉」として報告されているというところにも注目すべきであろう。実際に加入した人々のその時の感情をこの資料から読み取ることはできないが、少なくとも、部落の役員、各種団体幹部はそういった方法を善と考えており、それによって作られた実績(保険加入率10割)を自らの名誉と考えていたことは間違いないように思われる。

次に、「債券の消化」の方法を見てみよう。ここでは頼母子講=模合が利用される。毎月一定の日に一円ずつ持ち寄り、抽選で当たった人にはその分(皆から集めたお金全部)の債券を購入して渡すのである。当時も庶民の間で頼母子講は盛んであったからそういった慣行を巧みに利用した方法であった。

「持回り貯金」の方法にこそ、部落会の特質が 最もよく現れている。いや、部落会というよりむ しろ共同体としての本質がよく現れているという のは言いすぎであろうか。

まず、隣保班は小さな木箱(貯金箱)を作りそれに班員の名前を記入する。その木箱を班員が輪番で持ちまわり、夫々お金を入れていくのだが、持ち回り役としては国民学校低学年の児童が適任であるということである。すなわち「入れるまではいつまでも待っており入れぬと無邪気にその家を報告する。」その貯金箱は常会の席上で開くので「今では追々楽しみの一つとなり、出席奨励の一助ともなっている」

現在の感覚からすれば極めて巧妙な方法だということができるだろうが、当時住民はどのような 気持ち・感覚で「貯金」していたのだろうか。

食料増産のための「奉仕作業」の方法にも注目 すべき点がみられると思われる。その組織は部落 会長の下に産業部長を位置付けその下に農事実行 組合作業班と日農家作業班、牛馬耕作業班の3つが配せられている。それら3つの班いずれにも農家を含めた商工業者、勤め人、中等国民諸学校の生徒、翼賛壮年団員、男女青年団員からなっている。作業時間は午前5時から7時となっているのは、非農家でも時間のやりくりができる時間帯だという理由からである。その結果「一粒の米麦にも真に感謝の念が沸いている」としている。

#### 6. 名護町城部落会

国頭郡名護町城部落会長大兼久正四郎 (44歳) は部落会長戸して表彰を受けている。その概要を 『第2回全国優良部落会、町内会、部落会長、町 内会長表彰事績概要』から部落の活動内容を中心 に要約すると以下のとおりである。

#### [地域の概況]

戸数 421 戸、人口 2,100 人、農業、商業、漁業、 官公吏など「混合部落」で、「民度は名護町の上 位にあり、教育程度も亦向上している」

#### 〔部落会の組織〕

隣保班は40に分けて、町内会には次の部制を設けてある。

- ・総務部-各部の統制、隣保常会の指導、納税、 庶務、会計、貯蓄の奨励、生活品の配給。
- ・文化部-学校教育、社会教育、家庭教育、時局 官伝、保健衛生、軍人援護、農村娯楽。
- ・産業部 増産計画、共同作業、生産技術の指導、 物資配給、畜産、山林経営、供出出荷。
- · 警防部-防空、防火、災害防除、救護。
- ・青年部-部落民の自粛自戒、弊風打破、郷土娯楽、涼風美俗の発揚。
- ・婦人部-生活改善、家庭教育、消費節約、廃品 回収、育児。

部には部長があり、その下に3空人の係長がある。 部落会には顧問が9人と専任職員の書記が1名あ る。

#### 〔部落会活動の状況〕

#### 1. 常会運営の状況

定例日は毎月7日、開会時間は冬は午後7時から9時、夏は8時から10時までの2時間とし、臨時常会は年に4、5回開く。

町常会には役職員と隣保班長が集まり、9割の出

席率。

#### 2. 事業の概要

イ、常会出席率の向上ーーヵ年階出席者には会長から感謝状を贈呈。事故欠席者は必ず代理者を出させ、欠席した場合は会長が翌日訪問するので追々欠席は減った。

ロ、還暦者の合同祝賀 - 従来は各家庭で61歳の生年祝を正月に行ったが、事変後は「時局に副う様」 城会館で共同祝賀会を開いて非常に喜ばれている。

ハ、共同作業の実施-産業部で計画を立て毎年田 植え稲刈り等を隣保半を単位として共同作業に 「出動」させる。農家と非農家が一緒になって行うので「双方共よろこんでゐる」。

二、品評会-毎年春秋2回、農、畜、各種手芸品 加工品を出品させて行う。

ホ、貯蓄の奨励-部落会の総務部長を頭に各係員 をもって国民貯蓄督励員を組織した結果、貯蓄目 標額38、683円に対し貯蓄達成額は41、282円 となった。債権も消化優良。

へ、部落財産の造成-字(部落)有山林の利用、 植林をするとともに林産物売却の一部を部落経費 に、一部を積立金とした。部落有倉庫を建築しそ の賃貸料も収入となっている。

ト、文京教育指導 - 「大政翼賛」「翼賛沖縄青年」「家の光」「週報」の購入。

#### [会長の功績]

1. 部落会内住民総親和の努力 2. 軍人援護 - 入営兵の壮行会、毎月祈願祭、遺家族家庭へ勤労奉仕 3、品評会と学事奨励会 4. 林道開発 5. 用水路の整備 6. 早起き奉仕会 7. 人の運用 8. 貯蓄増強 9. 常会への娯楽の導入

城部落会の活動内容や部落会長の功績の中に も、当時の部落会の特徴——如何にして住民を動 かすかについて、いくつかの方法を見ることがで きる。

まず、強制的な手段である。たとえば「常会出席率の向上」対策では、事故欠席者は必ず代理者を出させ、欠席した場合は会長が翌日訪問するという方法をとっている。また、早起き奉仕会においても、3つの隣保班ごとに監督を置き、夏は5時、

冬は6時から2時間農家の手伝いをさせ、部落内の「不作付け地」を皆無にした。

次に合理的かつ住民が喜ぶ方法も採用している。物資の倹約を行いつつ、「敬老の美風」である還暦61歳の「生年祝い」も継承させなくてはならないという難問に対し、部落長は部落の会館において合同の「生年祝い」と新年祝賀会を同時に行うというアイデアを出し、実行した。住民がありあわせの一品料理と御神酒一本を持ち寄ることにより、いっそうの節約をすすめてその分を貯蓄に回したのである。また、余興も準備させたので老人やその家族にとても喜ばれたという。

隣保班常会への出席を促せるために、落語や音楽の素養のある者や話し上手な人に出演してもらう等の娯楽を用意した。その効果が出たので、今度は紙芝居の舞台を5台購入して活用している。

貯蓄活動推進のためには、大兼久部落会と同じ ように住民の慣習を利用する方法を採用した。た だし、債権購入の頼母子講=模会は債権が間に合 わないため債権貯金にしている。

#### 7. 名護町喜瀬部落会

昭和18年2月25日の大阪朝日新聞には喜瀬部落が「全てが共同体制」「共同体制を強化して増産に凱歌をあげた模範部落」として紹介されている。<sup>®</sup>

喜瀬では食糧増産のために昭和13年各隣組単位に作業班を結成して労働力不足を補った。経費の節約と団結力強化のために、共同作業時の「野良弁当」(=手弁当)をやめて共同炊事を実施し「全島民が団欒のうちに昼食のひとときを過ごして総親和で農繁期の増産進軍を続けてゐる」。

まず部落内を10の班に区分する。広大な田畑を持っている班員から耕地を出し合ってもらい、それを「共同収穫地」として毎朝未明に全員が繰り出してそれを耕作する。そして収穫物は共同炊事場にまわされるといったしくみである。

部落には共同託児所も常設されているため、作業を行っている青壮年団と一緒に共同炊事場で食事をとる。「お陰で労力と時間と物資は節約され、部落は年とともに向上、全員が裕福な生活を向かへて貯蓄実績も上々」であるという。

大正12年から男女青年団によって共同浴場が経営されている。輪番で薪を集め風呂焚きをし、全部落民が一日越しに入浴する。®

建築中の字事務所は、各戸から屋敷周囲の福木を持ち寄って、大工の技術を持った部落民を皆で助けるといった形で、40数坪の建物を費用をかけずに建築中である。また、青年団の修養道場も同じようにして作られたという。

同じ名護町の勝山部落でも、部落民の奉仕によって「体錬場」を建築したことが、喜瀬を紹介した記事の前年、大阪朝日新聞の昭和17年11月26日付で紹介されている。<sup>©</sup>

当時、字事務所や青年団等の集会所等は部落総 出で殆んど自らの力だけで建築されていたことが 窺える。

#### 8. 他に表彰された部落の事例

従来の研究では沖縄の部落会の特質を本土のそれとの比較において分析するという視点が若干弱かった感がある。そこで本稿においては、『全国優良部落会町内会部落会長町内会長表彰事績概要』より、特に九州地方の部落会事例を3か所紹介しておこう。

#### ①福岡県八女郡横山村 小椎尾部落会

小椎尾は戸数36戸、人口199人の小さな山村で、生業は農業および林業である。

明治20年頃隣部落との山林所有権の紛争で敗訴し、所有権と裁判費用捻出のため102町歩の山林所有権を失った。その頃から「村寄り」と称する毎月の例会を開いて協議懇談をするようになり、それが「常会」の基となった。

昭和13年12月には農事実行組合を組織して負債整理組合を設立し、続いて昭和16年1月には全国と同様内務省訓令の原則に基づき部落会を組織した。

その組織は、会長の下に理事3人、幹事2人。 隣保班は組長が4人、係として庶務会計、耕地山林、貯蓄、消費節約、配給、農事進歩があり、外部に婦人部-班長1人、副班長1人、会計庶務2人、理事4人を置いている。ちなみに部落会長は農事実行組合長と負債整理組合長を兼ね、部落会 は壮年団、婦人会、青少年団を包含している。

常会は公会堂(託児所と兼用)で行われ、毎月8日の夜2時間程度常会が行われるが、臨時常会も多い。

以下、部落会活動状況で特徴的なことを箇条書きでまとめてみた。

- ・十ヵ年十万円貯蓄計画
- ・勤労倍加運動-朝起励行(太鼓と共に午前5時起床、朝食前に必ず各家庭の事情に応じた仕事をし、休みの短縮、夕刻における働く時間の延長等。
- ・婦人の勤労と増産倍加計画 開墾のための労働 力確保のため「託児所」を設け婦人の労働力を 増加させた。
- ・農産倍加-開墾完了後、夏は茶・野菜、秋は里 芋・果樹等を増産した。
- ・共同加工場 火災で焼失後すぐに再建。茶や蒟蒻を共同加工。
- ・常設託児所-「子供好きな若い婦人があるのを幸いに講習に出させて保母とし」® 老年の婦人を手伝いにして3歳以上の子供を弁当持参で保育している。
- ・反省会-常会での示達協議会後に行い、長いときは30分。「例えば貯金は各人の一覧表によってその理由を尋ねる。」「規約を無視するものがあると次の機会には意見が言えない。欠席もまた反省会の資料となる体面に関することでも問題になるのである。」<sup>60</sup>
- ・戦時生活徹底-すべての会合は全部国民服である。
- ・医療資金の別途積み立て-各戸が協力して積み立て、病気の場合は資金を融通して早期治療を 講ぜしめる。

#### ②長崎県西彼杵郡松島村 外平部落会

外平は戸数 112 戸、人口 596 人の主に畑作の農村で、農業 98 戸、宗教は全て浄土真宗ということである。

幕府時代からの5人組制を存し、株内または組内と称して区政時代経て、昭和15年部落会ができた。

部落会の組織は会長の下に副会長を置き、以下、

総務部(庶務係、会計係)、生産部(普通作係、 園芸係、養蚕係、畜産係、副業係、害虫防除係、 共同作業係)、経済部(購買係、販売係、金融係、 修養教化係、生活改善係、風紀衛生警備係)、青 年部(収容係、試験研究調査係、生産係)、婦人 部(生活改善係、修養係、副業係、園芸係、衛生 係)を設置し、8つの隣保班からなる。

常会は「外平部落会場」にて行われ、定例会は毎月3日。他に臨時会を開く。出席率95%くらい。無届け欠席はほとんどない。隣保班長常会は毎月1回開くが、問題によっては隣保班代表23名までの常会も行う。隣保班常会は毎月1日と15日の朝開催し、その場で税金その他の金銭の集金をしている。その他婦人常会は毎月15日、青少年常会は毎月1日と15日である。

部落会活動状況を要約すると以下の通りである。

- ・教化事業 雑誌の購読、優良地先進地の視察、 講習会への出席の奨励
- ・産業-主要食料農産物増産協議会、施肥基準設定実践方法協議会、部落内労力相互助成、自給肥料増産奨励、休閑地の共同開発、馬齢著その他の行動病虫害駆除、重要農産物の割当増産実施、肥料農業薬剤の配給統制、田植播種および甘藷堀取の共同作業
- ・軍事救護
- · 社会厚生事業-保健衛生
- ・防衛-大正9年消防組の公設、昭和14年警防 団組織、防火群編成、非常用水池の新設、
- ・国策協力-国債購入、報国貯金、物資配給、生 活の戦時化
- ・沢庵漬け共同加工-生産額1万5千貫、7,500 円。
- 道路工事
- ・財産の積み立て

#### ③宮崎県宮崎郡瓜生野村 大瀬町部落会

大瀬町は、戸数 62 戸、人口 312 人、自作農家 32 戸、自作兼小作農家 30 戸の畑作を主とする農村で、養蚕畜産を副業とする。宗教は全て浄土真宗である。

部落会発達の沿革として次のように記されてい

る。「昭和元年頃までは個人主義自由主義の幣強 く、隣保相反目の状にあった。然るに昭和十年頃 大開墾を計画遂行し得るに至って俄然民風一変し て良風を生じ、15年部落会整備を見て今日に至っ た。」<sup>49</sup>

部落会は、産業部(農事実行組合を下部に含む)、 経済部、警防部、保健衛生部、社会教化部から成 るが、部落は単一行動をとって、特に隣保を設け ず、各種団体はすべて部落会に統合してある。

常会は毎月20日夜2時間公会堂で開き、時々臨時常会も催す。出席は戸主だが、家族の同伴を奨励している。婦人常会会は常会の翌日開催する。「何れも欠席するものなく、全員顔を揃える。常会の開き方は厳粛な儀礼に始まり、報告伝達、協議懇談、役場または学校からの臨席者の講和、会員の経験談発表、終りに又厳粛な儀礼をする。協議懇談は極めて建設的、和親的で、而も一度決定したことは全責任を持って実践に邁進するのである。」<sup>16</sup>

以下部落会活動状況を要約して掲載しておく。

- · 大開墾事業
- ・灌漑用水施設-電力による25馬力の揚水機を設けた。
- ・軍人遺家族援護ー戦没者の墓参と墓地清掃、慰問文、遺家族への奉仕作業(田植えも種蒔も遺家族の分を先にやる)、慰問袋の送付
- 教化方面 雑誌常会、県振興課常会報の回覧・ 購読、講習・練成会の受講
- ・興亜奉公日の行事励行、国民貯蓄の励行、国債の消化徹底、防空訓練並に設備資材の整備、ラジオ体操の励行、共同苗代の設置、共同田植、共同炊事、納税励行、共同精米所設置、衣料切符節約、農繁託児所開設

他県の部落会のいくつかを概観してみてまず気付くことは、中央からの指示に従いつつも、それを基本にそれぞれの地域で、自然条件・地理的条件・風土、人的資源・歴史などを生かした様々な工夫がなされているということである。

例えば、小椎尾部落会における常設託児所(子供好きな若い婦人があるのを幸いに講習に出させて保母とし)や隣保班を置かない大瀬町部落会等

がそうである。

外平部落の沢庵工場建設のいきさつも興味深い。すなわち、外平はだいこんの名産地だが、これを近くの松島炭鉱へ販売しても船賃がかさむ事と商人への委託金が高く利益が出ないことが多かった。松島炭鉱が廃鉱となるとますます厳しい状況におかれていたところ、部落の先達はこれを憂えて更生策を考究し、昭和12年経済更生指定村となり、県の指導をうけて沢庵漬けの共同加工場を建設したのである。その後は先進地を視察したり経験者を招いたりして優良品を製造し協同販売して有利な事業となっていった。

大瀬町部落会の大開墾事業のいきさつは次の通りである。部落の疲弊に対して有識者は種々苦慮したすえ、困窮者の甚だしいのを振興させるのが急務であると考え、第1に部落内宅地の雑木繁茂する所を開墾する事業を計画した。その実施によって水田20町歩畑6町歩を得、結果、小作者も自作農となり漸次相扶団結の基礎が固められたのである。

当時の経済状況(昭和初期の恐慌とそれに対するインフレージョン政策)下において、全国の殆んどの部落が、いかにして部落を疲弊から救うかという対策を自らとらなければならないという状況にまで追い詰められていたこともあるだろう。

また中央政府のほうもそれを期待しており、だ からこそ創意工夫がみられる部落会を表彰してい るわけである。

#### おわりに

戦後昭和22年1月20日、日本「本土」では、部落会・町内会は廃止された。(内務大臣訓令4号)しかし、実際にはその後部落会、町内会は再組織され根強く残存していった。沖縄においても「部落会」や「町内会」、「隣保班」という名称は戦後ほとんど使われなくなったものの、当然のように字事務所や区事務所は住民の生活に関わる様々な仕事を行うようになる。地域によっては行政の末端機関というよりも、むしろ小さな政府として機能している所もあった。®

それでは、戦後なぜ町内会や部落会は復活した のだろうか。越智昇 [1970] が指摘するように 「戦時下に内務省の訓令で強制的に『整備』されただけの原型ならば民主的に開放された戦後、このように行政下請ないしは行政協力団体として再生する理由が不明確である」。

越智は、特に町内会について、戦前の内務省の 訓令(17号)をも受容でき、戦後の行政協力団体 としても活動していける「原型」が都市部に存在 していることを指摘し、その「原型」は「世話と 祭礼による接合」だとしている。

町内においてお互いに生活していく上で、夜警、 外灯の維持管理、道路の整備など様々な世話をす る役目がどうしても必要になってくる。それを引 き受けるのが地域の「名望家」であり、彼らに名 誉を与えるのが「祭礼」や盆踊りなどの行事の時 である。一方、世話役からすれば、よりよい「世 話」をするためには、外部からの援助、特に行政 からの援助を仰がなくてはならない。さらに、「名 望家」は外からのさらに大きな名誉を求める。そ うやって次第に外部 (行政) からの影響を受ける ようになる。行政は補助金・表彰といった手段に より「世話役」を取り組むようになっていく。と ころが、「住民側からは世話役たちの町内活動の内 側だけしか見えず、(中略) 外部からの管理意図 がその生活の中に町内会の活動を通して巧妙に浸 透していることに気づかない。」

鳥越浩之は、戦時下の部落会が行政の下請け期間としてのみ機能していたのでは決してなく、かえって一定程度の自立性を期待されていたことを強調し、そのような自立性を認める方が社会統制上有利であったことを指摘している。「地域住民は統制されることをよろこんだわけではないだろうが、部落会や町内会は日々の生活(農村の場合はとくに生産も含めて)と密接にからんでおり、生活をきちんと営もうとすれば、当時の状況下においては結果として国家機構に包摂されてしまうという矛盾をもたざるをえなかった」 と分析している。

本稿においても前述したとおり「生活」という 点に注目したい。戦時下、国家は国民の「生活」 そのものを統制するために町内会や部落会を組織 化し機能させ、それが成功したわけである。

一方、現在の、家庭廃棄物(ごみ)をはじめと

とする環境問題や教育(特に青少年)問題において「地域社会」の重要性が叫ばれて久しい。その「地域社会」とは決して市町村レベルの範囲ではなく、字や区といった生活に直接関わる範囲であることは間違いないであろう。 行政が住民の生活に何処まで関わることができるのか、関わるべきなのか、といった問題と、快適な生活を営むための環境づくりに住民自らは何をどのようにすればいいのかという問題の接点に、字、区、町内会、地域自治会といったものがあるように思われる。

以上のように考えるのならば、戦前の地域自治会、特に戦時下の部落会・町内会について具体的な研究をする意義は決して小さくないといえよう。

比嘉宇太郎は昭和9年に発行した『名護町制十周年記念誌』で、村(=字、シマ)を同じくする人たちが如何に助け合って生きているかというエピソードを紹介した後に、次のように記している。示唆に富む内容だと思われるので引用しておこう。

村統治の機関は厳として村民を支配したが 村民の団結もさるもので文字通りの隣保共 存、共同責任生活の鞏古な団体であったので ある。(中略)

村人の団体生活は自然其の儘の純情に生きたことが解けるであろう慶と共に分け悲みを共に負う其の精神は誠に崇高にして至上のものである。按ずるに農村繁栄の真意義も部落指導の根本義も其の精神的内在生活に淵源し基礎付けなければ地方開発は期し得られないであろう。村が個人々々の生活寄合ではなく一体であることは場合によっては無理強制もあった即ち村が負債に苦しむ時は佐事(村の小使)を身売りにすることもあったのである。 <sup>65</sup>

本稿はわずかな資料の提示のみで、単に研究の 重要性のみを指摘するにとどまるものだが、今後 の課題としては、新たな資料の発掘と同時に部落 会の当事者からの聞き取り調査を進め、当時の生 活を具体的に知ることと同時に、生活者の意識、 生活感覚、価値観などを明らかにしていく必要があるだろう。戦後55年が過ぎた今、戦争体験の調査とともに戦前戦時下のそういった調査は急務だと思われる。

#### 注

- (1) 同書についは長浜功が『民衆と社会教育』 (1988年、小林文人・平良研一編著)で紹 介している。
- (2) 鳥越浩之、1994『地域自治会の研究』ミネルヴァ書房、93 頁より。
- (3) **龜**卦川浩 1962 年、『地方制度小史』71 72 頁)
- (4) 鳥越浩之、1994年『地域自治会の研究』ミネルヴァ書房、94頁
- (5) **龜**卦川浩 1962 年『地方制度小史』、71 72 頁)
- (6) 比嘉宇太郎『名護町制十周年記念誌(復刻版)』 平成元年、21頁。(初版は昭和9年)

- (7) 引用部分も新漢字新仮名遣いに直した。
- (8) 『名護市史資料編3戦前新聞集成2』昭和60 年、286頁)
- (9) 『名護市史資料編3. 戦前新聞集成2』286頁
- (0) 青年団による共同浴場経営については聞き取り調査によっても確認できた。
- (1) 『名護市史資料編 3. 戦前新聞集成 2』282 頁 (12)(13)(14)(15)ただし、新漢字・送りがなに直して引用
- (6) 拙著、2000年、「戸主会議事録に見る地域自 治会の役割」『沖縄大学人文学部紀要第1号』 参昭
- (I7) 越智昇、1970年、「町内会の組織分析」、蓮 見、奥田編『地域社会論』有斐閣349頁
- (8) 鳥越浩之、1994『地域自治会の研究』ミネルヴァ書房、162-163頁。
- (9) 比嘉宇太郎『名護町制十周年記念誌(復刻版)』 平成元年、21頁。(初版は昭和9年) ただし 原文は旧かなづかい。

# A Study of Neighborhood Associations in Okinawa during Early-Showa Period (1925-1945)

#### Yoshihiko Miyagi

#### Abstract

This paper attempts to find the major characteristics of the neighborhood associations in Okinawa. The paper examines the achievement document of official commendation in 1944, as well as, the name of the best neighborhood association in all-Japan, the best head of neighborhood association, town block association, the best head of town block association. The results reveal that associations in a district are not the same; each association made some adjustments with the government order according to its geographical location, weather, land, people, and history. It was also found that the activities and the way of conducting activities in each association reveal the essence of the community. In order to predict future local community in Okinawa, for instance, the idea of combining village with town, it is worthwhile to examine the neighborhood associations during this period (1925-45).

Key words: neighborhood association, town block association, Nago-chou (Nago town)